

# 株式会社奥日光小西ホテルに対する支援決定について

平成 17 年 2 月 3 日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。

- 1．対象事業者の氏名又は名称  
株式会社奥日光小西ホテル（奥日光小西ホテル）
- 2．対象事業者と連名で再生支援の申込をした金融機関等の名称  
株式会社足利銀行
- 3．事業再生計画の概要： 別紙
- 4．主務大臣の意見：  
意見なし
- 5．事業所管大臣の意見  
意見なし
- 6．買取申込み等期間： 平成 17 年 2 月 3 日から  
平成 17 年 3 月 25 日まで（機構必着）
- 7．一時停止要請  
法第 24 条第 1 項に基づき、関係金融機関等に対して、上記 6 に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。
- 8．一般の債権の取扱  
対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

## 9. 支援決定についての機構の考え方

### (1) 窮境の原因

対象事業者の主たる窮境原因は、経営不振子会社に対する資金支援による資金繰りの悪化にあります。また、景気低迷もあって売上が落ち込み、過剰債務構造から抜け出せず、必要な設備投資資金が十分に捻出できなくなっています。

### (2) 再生の可能性

対象事業者は、奥日光湯元地区では、リゾートホテルとして、中価格帯以上の一般顧客の集客において他社との差別化を実現しています。今後、経営不振子会社との資本関係の解消を行ったうえで、現在のポジショニング・既存の顧客基盤を活かし、宿泊プランの充実やインターネット集客の強化等による冬季集客力の向上、必要な設備投資、運営オペレーションの改善等を実施することにより、再生は十分可能であると判断されます。また、(株)旅館マネジメントサポートを中心とした旅館・ホテル業再生スキームの一環と位置付けられます。

#### 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437